

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書①

1 変更内容(総括表)

(1) 重要変更に係るもの(法13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積 ㎡			農用地利用計画上の用途 区分面積 ㎡		備考
(編入) ①	0件						
(除外)							(附図番号)
太陽光発電設備の進入路	1件	畑	1筆	264.00㎡	農用地	264.00㎡	1-1
貸事務所兼駐車場敷地	1件	田	2筆	1,224.00㎡	農用地	1,224.00㎡	1-2
資材置場・車両転回広場	1件	畑	2筆	1,148.00㎡	農用地	1,148.00㎡	1-3
重機・資材置場	1件	畑	1筆	670.00㎡	農用地	670.00㎡	2-1
貸駐車場敷地	1件	畑	1筆	3,412.00㎡	農用地	3,412.00㎡	2-2
一般住宅敷地	1件	畑	1筆	445.00㎡	農用地	445.00㎡	2-3
店舗建設敷地	1件	田	1筆	1,487.00㎡	農用地	1,487.00㎡	2-4
乾燥調製施設兼格納倉庫	1件	畑	3筆	1,225.00㎡	農用地	1,225.00㎡	3-1
乾燥調製施設	1件	畑	1筆	1,000.00㎡	農用地	1,000.00㎡	3-2
小計②	9件	計	13筆	10,875.00㎡		10,875.00㎡	
(用途区分の変更)	0件						
(同:1haを超えるもの)	0件						
合計①-②				-10,875.00㎡		-10,875.00㎡	

(2) 軽微な変更に係るもの(法施行令第10条関係)

該当無し。

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

東日本大震災等の被害に伴って、農用地区域内の土地に宅地化等の進展が生じたことから、当該地を農用地区域以外の区域の土地に含めて差し支えないか、その必要性等、周辺農用地等に与える影響等を勘案し、関係部課等と協議して農用地区域からの除外及び用途区分の変更等に至ったものである。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

農用地利用計画の変更に当たっては、農業面に与える影響等について十分に検討し、最小限にとどめたことで、特に影響はないものと判断される。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

変更する土地をその他の土地として有効利用を図るとともに、農用地区域については、農地の確保・保全に努めるものとする。

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書②

1 変更内容 (総括表)

(1) 重要変更に係るもの (法13条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積 m ²			農用地利用計画上の用途 区分面積 m ²	備考
(編入)						
小高区	1件	田	2筆	167.00m ²	農用地 167.00m ²	4-1
小計①	1件	計	2筆	167.00m ²	167.00m ²	
(編入)						
小高区	1件	田	2筆	1,961.00m ²	農用地 1,961.00m ²	4-2
小計①	1件	計	2筆	1,961.00m ²	1,961.00m ²	
(除外)						
原町区	0件	田 畑	0筆 0筆	.00m ² .00m ²	農用地 農用地 .00m ² .00m ²	
小高区	0件	田 畑	0筆 0筆	.00m ² .00m ²	農用地 農用地 .00m ² .00m ²	
鹿島区	0件	田 畑	0筆 0筆	.00m ² .00m ²	農用地 農用地 .00m ² .00m ²	
小計②	0件	計	0筆	.00m ²	.00m ²	
(用途区分の変更： 1haを超える場合)						
合計①ー②				2,128.00m ²	2,128.00m ²	

(2) 軽微な変更に係るもの (法施行令第10条関係)

該当無し。

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

ほ場整備事業(小高区岡田地区、小高東部地区)に伴い、従前地を編入するため。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

農用地利用計画の変更に当たっては、農業面に与える影響等について、既存データの誤りを正すことなので、特に影響はないものと判断される。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

変更する土地をその他の土地として有効利用を図るとともに、農用地区域については、農地の確保・保全に努めるものとする。

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書③

1 変更内容（総括表）

(1) 重要変更に係るもの（法13条関係）

変更後の用途	件数	現況地目別面積 m ²		農用地利用計画上の用途 区分面積 m ²		備考
(編入)						
鹿島区	1件	田	177筆 148,312.00m ²	農用地	148,312.00m ²	4-3
		畑	82筆 49,580.00m ²	農用地	49,580.00m ²	
小計①	1件	計	259筆 197,892.00m ²		197,892.00m ²	
(除外)						
原町区	0件	田	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
		畑	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
小高区	0件	田	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
		畑	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
鹿島区	0件	田	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
		畑	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
小計②	0件	計	0筆 .00m ²		.00m ²	
(用途区分の変更： 1haを超える場合)						
合計①－②			197,892.00m ²		197,892.00m ²	

(2) 軽微な変更に係るもの（法施行令第10条関係）

該当無し。

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

平成29年に実施された、南相馬市農用地利用計画総合見直しの作業において、委託発注した成果品の精査を怠ったことから、農用地利用計画の対象地に誤りが生じたため、関係部課と協議して農用地利用計画の見直しを図るもの。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

農用地利用計画の変更に当たっては、農業面に与える影響等について、既存データの誤りを正すことなので、特に影響はないものと判断される。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

変更する土地をその他の土地として有効利用を図るとともに、農用地区域については、農地の確保・保全に努めるものとする。

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書④

1 変更内容（総括表）

(1) 重要変更に係るもの（法13条関係）

変更後の用途	件数	現況地目別面積 m ²		農用地利用計画上の用途 区分面積 m ²		備考
(編入)						
小高区	1件	田	34筆 20,861.20m ²	農用地	20,861.20m ²	1-1
小計①	1件	計	34筆 20,861.20m ²		20,861.20m ²	
(除外)						
原町区	0件	田	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
		畑	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
小高区	0件	田	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
		畑	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
鹿島区	0件	田	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
		畑	0筆 .00m ²	農用地	.00m ²	
小計②	0件	計	0筆 .00m ²		.00m ²	
(用途区分の変更： 1haを超える場合)						
合計①－②			20,861.20m ²		20,861.20m ²	

(2) 軽微な変更に係るもの（法施行令第10条関係）

該当無し。

2 変更理由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

小高区井田川地区で進めている、ほ場整備事業の従前地を、換地処分前に編入する必要があるため。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

農用地利用計画の変更に当たっては、農業面に与える影響等について、既存データの誤りを正すことなので、特に影響はないものと判断される。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

変更する土地をその他の土地として有効利用を図るとともに、農用地区域については、農地の確保・保全に努めるものとする。